

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

健康福祉局長寿社会部介護保険課長

介護保険認定調査件数増加への対応について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市の市政運営に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして、被保険者への認定調査が困難な場合には、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間を従来の期間に新たに12か月までの範囲内で合算することとしておりましたが、この取り扱いを令和4年12月から段階的に見直しを行い、また、令和6年3月を持ちまして終了することとしたところです。

本市では、市調査員・事務受託法人・指定居宅介護支援事業所への調査委託にて要介護認定等における調査等を実施してまいりましたが、この取り扱いの見直し等により、要介護認定等に係る被保険者への調査等が来年度およそ65,000件と例年に比べ大幅に増えることが予想され、本市から指定居宅介護支援事業所に依頼する当該調査等の委託についても大幅に増加する見込みであることから、可能な限り御協力くださいますようお願い申し上げます。

また、当該調査等の委託は、透明性、公平性の観点から、被保険者が指定居宅介護支援の提供を受ける事業所以外とすることを原則としておりましたが、できる限り認定に係る事務に要する日数を短縮するため、当面の間その原則を緩和し、当該事業所へも調査等を依頼することがありますことを御理解いただきたく存じます。本取り扱いについては、更新申請を対象とし、各区・地区の窓口等において、認定調査が可能か否かの御相談をさせていただきます。

なお、委託調査を実施できる介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所に所属し、都道府県又は指定都市が主催する認定調査員研修（新任研修）を受講している必要があります。新任研修につきましては現在臨時開催を検討しており、日程が決まり次第お伝えいたします。すでに新任研修を受講済みの方につきましては、厚生労働省要介護認定適正化事業のホームページに各種資料等が掲載されておりますので、ぜひ御活用ください。

（担当）川崎市健康福祉局長寿社会部
介護保険課認定係
電話 044-200-2455